

登録番号

4

		番 号	内 容		
当 初 許 可	開 発 許 可	番 号	広島市指令指宅 第 23 号		
		年月日	令和 6 年 9 月 20 日		
	開 発 許 可 を 受 け た 者	住 所	広島市中区佐古町4番12号		
		氏 名	株式会社 トーシ建電 代表取締役 竹本哲也		
	工 事 施 行 者	住 所	広島市東区戸坂新町-7丁目12番24号		
		氏 名	株式会社 網本工業 代表取締役 網本竜也		
	許可に基づく地位の承継	承継または 受 理	番 号		
			年月日	令和 年 月 日	
		承継した者	住 所		
			氏 名		
		工事施行者	住 所		
		氏 名			
		承継の原因等			
	開 発 行 為 の 概 要	開発区域に含まれる地域の名称および地番		広島市佐伯区五自市町大字石内字綱田8545番1、8545番2の一部、8546番1及び8546番2の一部並びに宇穴ヶ窪8551番3、8551番4、8551番5、8556番1、8556番2の一部、8557番1、8557番2、8558番1、8558番2、8558番3、8558番4、8558番5、8558番6、8558番7、8562番1、8562番2の一部、8563番1、8563番2、8563番3、8563番4、8563番5、8564番、8565番、8565番2、8565番3、8566番1、8566番2、8566番3、8566番4、8566番5、13822番3の一部及び13824番並びに宇川原8567番1、8567番2、8567番3、8567番4、8567番5、8567番6、8567番7、8567番8、8567番9、8568番1、8568番2、8568番3、8569番1、8569番2の一部、8570番1、8570番2の一部、8571番、8571番2、8571番3、8571番4、8571番5、8571番6、8571番7、8571番8、8571番9、8572番1、8572番2、8572番3、8572番4、8572番5、8572番6、8572番7、8572番8、8572番9、8573番1、8573番2、8573番3、8573番4、8573番5、8573番6、8573番7、8573番8、8573番9、8574番1、8574番2、8574番3、8574番4、8574番5、8574番6、8574番7、8574番8、8574番9、8575番1、8575番2、8575番3、8575番4、8575番5、8575番6、8575番7、8575番8、8575番9、8576番1、8576番2、8576番3、8576番4、8576番5、8576番6、8576番7、8576番8、8576番9、8577番1、8577番2、8577番3、8577番4、8577番5、8577番6、8577番7、8577番8、8577番9、8578番1、8578番2、8578番3、8578番4、8578番5、8578番6、8578番7、8578番8、8578番9、8579番1、8579番2、8579番3、8579番4、8579番5、8579番6、8579番7、8579番8、8579番9、8580番1、8580番2、8580番3、8580番4、8580番5、8580番6、8580番7、8580番8、8580番9、8580番10、8580番11、8580番12、8580番13、8580番14、8580番15、8580番16、8580番17、8580番18、8580番19、8580番20、8580番21、8580番22、8580番23、8580番24、8580番25、8580番26、8580番27、8580番28、8580番29、8580番30、8580番31、8580番32、8580番33、8580番34、8580番35、8580番36、8580番37、8580番38、8580番39、8580番40、8580番41、8580番42、8580番43、8580番44及び8580番45並びに宇新九郎8587番3、8587番4の一部及び8587番7並びに宇平原8631番、8632番1、13867番、13868番2及び13870番1の一部	
		開 発 面 積		27,220.16 m ²	
予定建築物の用途		住宅・商業施設			
宅地区画および戸数		10戸 ・ 4棟			
区域及び 地 域 等		区 域	市街化区域・市街化調整区域		
		地域・地区			
法第41条第1項の制限の内容		○建ぺい率 ○高さの限度 ○容積率 ○壁面の位置 (別紙土地利用計画図のとおり)			
予 定 工 期	着 手	許可の日から 60 日以内 令和 年 月 日			
	完 了	着手の日から2ヶ月以内 令和 年 月 日			
工 事 完 了	検 査	広 第 号 令和 年 月 日			
	公 告	広島市告示第 号 令和 年 月 日			
		備 考			
		都計法34条10号			